

表2-2 水道用水供給事業

○:すべての者の提出が必要 ▲:地方公共団体は提出不要

申請書	創設認可 必要書類	条項	創設認可		変更認可 必要書類	条項	変更認可要件					変更届出 必要書類	条項	軽微な変更要件			事業の譲受け		
			創設	統合創設			給水対象の増加	給水量の増加	水源の種類の要	取水地点の変更	浄水方法の変更			右記以外	浄水方法の変更	取水地点の変更			
申請書	申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	法27条 第2項 第1号	○	○	申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	法27条 第2項 第1号	○	○	○	○	○	○	届出者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	規則51条の5 第1項 第1号	○	○	○	○	
	水道事務所の所在地	法27条 第2項 第2号	○	○	水道事務所の所在地	法27条 第2項 第2号	○	○	○	○	○	○	水道事務所の所在地	規則51条の5 第1項 第2号	○	○	○	○	
	給水対象及び給水量	法27条 第4項 第1号	○	○	給水対象及び給水量	法27条 第4項 第1号	○	○	○	○	○	○	変更後の給水対象及び給水量	規則51条の5 第2項 第1号イ	○	○	○	○	
	水道施設の概要	法27条 第4項 第2号	○	○	水道施設の概要	法27条 第4項 第2号	○	○	○	○	○	○	水道施設の概要	規則51条の5 第2項 第1号ロ	○	○	○	○	
	給水開始の予定年月日	法27条 第4項 第3号	○	○	給水開始の予定年月日	法27条 第4項 第3号	○	○	○	○	○	○	給水開始の予定年月日(法第30条第1項第2号に該当する場合にあっては、当該譲受けの年月日)	規則51条の5 第2項 第1号ハ、ニ	○	○	○	○	
	工事費の予定総額及びその予定財源	法27条 第4項 第4号	○	○	工事費の予定総額及びその予定財源	法27条 第4項 第4号	○	○	○	○	○	○							
	経営収支の概算	法27条 第4項 第5号	○	○	経営収支の概算	法27条 第4項 第5号	○	○	○	○	○	○	経営収支の概算	規則51条の5 第2項 第1号二				○	
	その他厚生労働省で定める事項 工事費の算出根拠	法27条 第4項 第6号 規則50条	○	○	その他厚生労働省で定める事項 工事費の算出根拠	法27条 第4項 第6号 規則50条	○	○	○	○	○	○							
	その他厚生労働省で定める事項 借入金の償還方法	法27条 第4項 第6号 規則50条	○	○	その他厚生労働省で定める事項 借入金の償還方法	法27条 第4項 第6号 規則50条	○	○	○	○	○	○							
事業計画書																			
	1日最大給水量及び1日平均給水量	法27条 第5項 第1号	○	○	1日最大給水量及び1日平均給水量	法27条 第5項 第1号	○	○	○	○	○	○							
	水源の種別及び取水地点	法27条 第5項 第2号	○	○	水源の種別及び取水地点	法27条 第5項 第2号	○	○	○	○	○	○	変更される浄水(取水)施設に係る水源の種別及び取水地点	規則51条の5 第2項 第2号ロ、ハ	○	○	○	○	
	水源の水量の概算及び水質試験の結果	法27条 第5項 第3号	○	○	水源の水量の概算及び水質試験の結果	法27条 第5項 第3号	○	○	○	○	○	○	変更される浄水(取水)施設に係る水源の水量の概算及び水質試験の結果	規則51条の5 第2項 第2号ロ、ハ	○	○	○	○	
	水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造	法27条 第5項 第4号	○	○	水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造	法27条 第5項 第4号	○	○	○	○	○	○							
	浄水方法	法27条 第5項 第5号	○	○	浄水方法	法27条 第5項 第5号	○	○	○	○	○	○	変更後の浄水方法	規則51条の5 第2項 第2号ロ	○	○	○	○	
	工事の着手及び完了の予定年月日	法27条 第5項 第6号	○	○	工事の着手及び完了の予定年月日	法27条 第5項 第6号	○	○	○	○	○	○	工事の着手及び完了の予定年月日	規則51条の5 第2項 第2号イ	○	○	○	○	
	その他厚生労働省で定める事項 主要な水理計算	法27条 第5項 第7号 規則4条 第1号準用	○	○	その他厚生労働省で定める事項 主要な水理計算	法27条 第5項 第7号 規則4条 第1号準用	○	○	○	○	○	○							
その他厚生労働省で定める事項 主要な構造計算	法27条 第5項 第7号 規則4条 第2号準用	○	○	その他厚生労働省で定める事項 主要な構造計算	法27条 第5項 第7号 規則4条 第2号準用	○	○	○	○	○	○								
その他厚生労働省で定める書類(図面を含む)	地方公共団体以外の者である場合は、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類	規則49条 第1項 第1号	▲	▲	地方公共団体以外の者である場合は、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類	規則49条 第1項 第1号	▲	▲	▲	▲	▲	▲	地方公共団体以外の者である場合は、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類	規則51条の5 第2項 第4号				▲	
	地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意志決定を証する書類	規則49条 第1項 第2号	▲	▲	地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意志決定を証する書類	規則49条 第1項 第2号	▲	▲					地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意志決定を証する書類及び定款又は規約	規則51条の5 第2項 第5号				▲	
	取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類	規則49条 第1項 第3号	○	▲	取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類	規則49条 第1項 第3号			○	○	○	○	新設、増設又は改造される取水施設に係る取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類	規則51条の5 第2項 第7号			○		
	地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約	規則49条 第1項 第4号	▲	▲	地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約	規則49条 第1項 第4号	▲	▲											
	水道施設の位置を明らかにする地図	規則49条 第1項 第4号	○	○	水道施設の位置を明らかにする地図	規則49条 第1項 第4号	○	○	○	○	○	○	水道施設の位置を明らかにする地図	規則51条の5 第2項 第3号	○	○	○	○	
	水源の周辺の概況を明らかにする地図	規則49条 第1項 第5号	○	▲	水源の周辺の概況を明らかにする地図	規則49条 第1項 第5号			○	○	○	○							
	主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	規則49条 第1項 第6号	○	▲	主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)であって、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	規則49条 第1項 第7号 規則51条 第2項 読替	○	○	○	○	○	○	主要な水道施設であって、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	規則51条の5 第2項 第6号	○	○	○	○	
	導水管きよ及び送水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図	規則49条 第1項 第7号	○	▲	導水管きよ及び送水管であって、新設、増設又は改造されるものの配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図	規則49条 第1項 第8号 規則51条 第2項 読替	○	○	○	○	○	○							

表2-1 水道事業

○:すべての者の提出が必要 ▲:地方公共団体は提出不要

申請書	創設認可 必要書類	条項	創設認可		変更認可 必要書類	条項	変更認可要件						変更届出 必要書類	条項	経微な変更要件			事業の譲受け	
			創設	統合創設			給水区域の拡張	給水人口の増加	給水量の増加	水源の種別の変更	取水地点の変更	浄水方法の変更			右記以外	浄水方法の変更	取水地点の変更		
申請書	申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	法7条第2項第1号	○	○	申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	法7条第2項第1号	○	○	○	○	○	○	○	届出者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	規則8条の2第1項第1号	○	○	○	○
	水道事務所の所在地	法7条第2項第2号	○	○	水道事務所の所在地	法7条第2項第2号	○	○	○	○	○	○	○	水道事務所の所在地	規則8条の2第1項第2号	○	○	○	○
	給水区域、給水人口及び給水量	法7条第4項第1号	○	○	給水区域、給水人口及び給水量	法7条第4項第1号	○	○	○	○	○	○	○	変更後の給水区域、給水人口及び給水量	規則8条の2第2項第1号イ	○	○	○	○
	水道施設の概要	法7条第4項第2号	○	○	水道施設の概要	法7条第4項第2号	○	○	○	○	○	○	○	水道施設の概要	規則8条の2第2項第1号ロ	○	○	○	○
	給水開始の予定年月日	法7条第4項第3号	○	○	給水開始の予定年月日	法7条第4項第3号	○	○	○	○	○	○	○	給水開始の予定年月日(法第10条第1項第3号に該当する場合にあっては、当該譲受けの年月日)	規則8条の2第2項第1号ハ、ホ	○	○	○	○
	工事費の予定総額及びその予定財源	法7条第4項第4号	○	○	工事費の予定総額及びその予定財源	法7条第4項第4号	○	○	○	○	○	○	○						
	給水人口及び給水量の算出根拠	法7条第4項第5号	○	○	給水人口及び給水量の算出根拠	法7条第4項第5号	○	○	○	○	○	○	○	変更後の給水人口及び給水量の算出根拠	規則8条の2第2項第1号ニ	○	○	○	○
	経営収支の概算	法7条第4項第6号	○	○	経営収支の概算	法7条第4項第6号	○	○	○	○	○	○	○	経営収支の概算	規則8条の2第2項第1号ヒ				
	料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件	法7条第4項第7号	○	○	料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件	法7条第4項第7号	○	○	○	○	○	○	○	料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件	規則8条の2第2項第1号ホ				
	その他厚生労働省で定める事項 工事費の算出根拠	法7条第4項第8号 規則第2条第1号	○	○	その他厚生労働省で定める事項 工事費の算出根拠	法7条第4項第8号 規則第2条第1号	○	○	○	○	○	○	○						
その他厚生労働省令で定める事項 借入金の償還方法	法7条第4項第8号 規則第2条第1号	○	○	その他厚生労働省令で定める事項 借入金の償還方法	法7条第4項第8号 規則第2条第1号	○	○	○	○	○	○	○							
その他厚生労働省令で定める事項 料金の算出根拠	法7条第4項第8号 規則第2条第3号	○	○	その他厚生労働省令で定める事項 料金の算出根拠	法7条第4項第8号 規則第2条第3号	○	○	○	○	○	○	○							
その他厚生労働省令で定める事項 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法	法7条第4項第8号 規則第2条第4号	○	○	その他厚生労働省令で定める事項 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法	法7条第4項第8号 規則第2条第4号	○	○	○	○	○	○	○							
工事設計書	1日最大給水量及び1日平均給水量	法7条第5項第1号	○	○	1日最大給水量及び1日平均給水量	法7条第5項第1号	○	○	○	○	○	○	○						
	水源の種別及び取水地点	法7条第5項第2号	○	○	水源の種別及び取水地点	法7条第5項第2号	○	○	○	○	○	○	○	変更される浄水(取水)施設に係る水源の種別及び取水地点	規則8条の2第2項第2号ハ、ニ	○	○	○	○
	水源の水量の概算及び水質試験の結果	法7条第5項第3号	○	○	水源の水量の概算及び水質試験の結果	法7条第5項第3号	○	○	○	○	○	○	○	変更される浄水(取水)施設に係る水源の水量の概算及び水質試験の結果	規則8条の2第2項第2号ハ、ニ	○	○	○	○
	水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造	法7条第5項第4号	○	○	水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造	法7条第5項第4号	○	○	○	○	○	○	○						
	浄水方法	法7条第5項第5号	○	○	浄水方法	法7条第5項第5号	○	○	○	○	○	○	○	変更後の浄水方法	規則8条の2第2項第2号ハ	○	○	○	○
	配水管における最大静水圧及び最小動水圧	法7条第5項第6号	○	○	配水管における最大静水圧及び最小動水圧	法7条第5項第6号	○	○	○	○	○	○	○	配水管における最大静水圧及び最小動水圧	規則8条の2第2項第2号ロ	○	○	○	○
	工事の着手及び完了の予定年月日	法7条第5項第7号	○	○	工事の着手及び完了の予定年月日	法7条第5項第7号	○	○	○	○	○	○	○	工事の着手及び完了の予定年月日	規則8条の2第2項第2号イ	○	○	○	○
	その他厚生労働省令で定める事項 主要な水理計算	法7条第5項第8号 規則4条第1号	○	○	その他厚生労働省令で定める事項 主要な水理計算	法7条第5項第8号 規則4条第1号	○	○	○	○	○	○	○						
	その他厚生労働省令で定める事項 主要な構造計算	法7条第5項第8号 規則4条第2号	○	○	その他厚生労働省令で定める事項 主要な構造計算	法7条第5項第8号 規則4条第2号	○	○	○	○	○	○	○						
	その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)	地方公共団体以外の者である場合は、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類	規則1条の2第1項第1号	▲	▲	地方公共団体以外の者である場合は、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類	規則1条の2第1項第1号	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	地方公共団体以外の者である場合は、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類	規則8条の2第2項第4号			
地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業経営に関する意志決定を証する書類		規則1条の2第1項第2号	▲	▲	地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業経営に関する意志決定を証する書類	規則1条の2第1項第2号	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業経営に関する意志決定を証する書類	規則8条の2第2項第5号				▲
市町村以外の者である場合は、法第6条第2項の同意を得た旨を証する書類		規則1条の2第1項第3号	○	○	市町村以外の者である場合は、法第6条第2項の同意を得た旨を証する書類	規則1条の2第1項第3号	○	○	○	○	○	○	○	市町村以外の者である場合は、法第6条第2項の同意を得た旨を証する書類	規則8条の2第2項第6号				○
取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類		規則1条の2第1項第4号	○	▲	取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類	規則1条の2第1項第4号	○	○	○	○	○	○	○	取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類	規則8条の2第2項第9号				○
地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約		規則1条の2第1項第5号	▲	▲	地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約	規則1条の2第1項第5号	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲						
給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図		規則1条の2第1項第6号	○	○	給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図	規則1条の2第1項第6号	○	○	○	○	○	○	○	給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図	規則8条の2第2項第7号	○	○	○	○
水道施設の位置を明らかにする地図		規則1条の2第1項第7号	○	○	水道施設の位置を明らかにする地図	規則1条の2第1項第7号	○	○	○	○	○	○	○	水道施設の位置を明らかにする地図	規則8条の2第2項第3号	○	○	○	○
水源の周辺の概況を明らかにする地図		規則1条の2第1項第8号	○	▲	水源の周辺の概況を明らかにする地図	規則1条の2第1項第8号	○	○	○	○	○	○	○						
主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図		規則1条の2第1項第9号	○	▲	主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)であって、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	規則1条の2第1項第9号 規則8条第1項第1号	○	○	○	○	○	○	○	主要な水道施設であって、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	規則8条の2第2項第8号	○	○	○	○
導水管きよ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図		規則1条の2第1項第10号	○	▲	導水管きよ、送水管及び主要な配水管であって、新設、増設又は改造されるものの配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図	規則1条の2第1項第10号 規則8条第1項第1号	○	○	○	○	○	○	○						